

令和4年度「就職氷河期世代に向けた就労体験受入企業説明会（オープン・カンパニー）事業」業務委託企画提案募集要項

1 募集の趣旨

就職氷河期世代とは、概ね平成5～16年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代であり、現在も、不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方等、様々な課題に直面している方々がいる。

この方々の就労を支援するため、就職氷河期世代の職場実習や就労体験等を受入れている企業を参集した合同企業説明会を開催することとし、その企画・運営等を委託する団体等を以下のとおり募集する。

2 応募資格要件

次の(1)～(8)に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 県内に事務所・事業所を有している事業者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (4) 企画提案応募書等の提出時点において、会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続を行っていないこと。また、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 企画提案応募書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 別添「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- (8) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

3 委託者

鹿児島県

4 委託契約についての留意点等

(1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2号第13号の規程を適用し、企画提案方式による随意契約とする。

なお、本契約は企画提案方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

(2) 契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第9号の規定により、契約保証金の納付は免除とする。

(3) 委託契約額

県は、受託企業等に対し、委託事業に要する次の経費を委託費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として支払うものとする。

- ① 委託費の契約は概算契約とし、事業終了後、事業費を精算し確定の上支払うものとする。
- ② 委託費の額の確定額は、実支出額と委託費の限度額とのいずれか低い額とする。
- ③ 対象経費は、次のとおりとする。
  - ・ 事業の実施に当たり特に直接必要と認められる経費
  - ・ 管理費（事業費の10%以内）
- ④ 事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

(4) 委託事業による収入の取扱い

委託事業の実施等により発生した収入がある場合は、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

(5) 事業の成果

事業の成果が甚だしい場合等は、契約解除や事業費の返還が生じることがある。

## 5 委託費

2,254千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 使用予定の会場については、かごしま県民交流センターを県で予約済みであり、会場使用料が不要となるため、委託料の積算に含めないこととする。

## 6 委託業務内容

別紙仕様書による

## 7 委託業務履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（木）までに

※ 業務報告書の提出までを含む。

## 8 応募方法

### (1) 応募書類

- ・ 企画提案応募書（様式第1号）5部（正本1部，副本4部）
- ・ 企画提案書（様式第2号）5部（正本1部，副本4部）
- ・ 事業費積算書（様式第3号）5部（正本1部，副本4部）
- ・ 団体概要（定款・規約，会社等概要書）1部  
会社等概要書については、経営理念・方針，現在の事業内容，組織体系（組織図等），鹿児島県内に所在する拠点がわかる資料とする。
- ・ 応募資格誓約書（様式第4-1号）1部
- ・ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員名簿（様式第4-2号）1部  
鹿児島県警察本部に照会するため使用するもの。但し，鹿児島県の入札参加資

格者等名簿に記載されている場合は、役員名簿の提出は不要とする。

・ 質問書（様式第5号）

※ 質問がある場合のみメールで提出

※ 提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 応募先

鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課 雇用支援係

住所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電話 099-286-3028

メール sien@pref.kagoshima.lg.jp

(4) 応募締め切り

**令和5年2月22日（水）当日午後5時必着**

※ 応募書類は、県ホームページからダウンロードできます。

9 選考方法

提出された応募書類により、審査・選考を行い、受託者として1者を決定します。

(1) 審査の流れ

県は、提出された企画提案書等について、総合的に評価・審査を行い、予算の範囲内で受託者を決定する。（必要に応じて、追加資料の提出やヒアリング等をお願いする場合がある。）

(2) 審査結果の通知

最終的な審査結果は、すべての提案者に対して電子メールで通知するとともに、後日郵送で通知する。

なお、審査の途中経過及び審査結果について問い合わせには一切応じない。

(3) スケジュール（目処）

- |                |          |
|----------------|----------|
| ① 令和5年2月22日（水） | 募集締切     |
| ② 令和5年2月中旬     | 審査・事業選定  |
| ③ 令和5年2月中旬     | 事業採択     |
| ④ 令和5年2月下旬     | 業務委託契約締結 |
| ⑤ 令和5年2月下旬     | 事業開始     |

10 審査基準

(1) 事業目的の理解度

事業の目的・趣旨を理解した事業計画であること。

(2) 事業計画の内容

就職氷河期世代の特性を踏まえた具体的な企画内容であり、実現可能な運営方法であること。

事業効果が期待できる企画内容であること。

- (3) 資金計画の妥当性  
資金計画が、企画内容に対して妥当なものであり、積算根拠が明確であること。
- (4) 事業に係る運営体制  
事業を円滑に実施するために、適正な人材を配置してあること。

#### 11 委託上の留意事項

- (1) 一括再委託の禁止  
事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (2) 財産取得の制限  
本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められていないため、受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。
- (3) 成果品の帰属  
本業務で得た事業の成果は、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与す及び公表することはできない。
- (4) 企業説明会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

#### 12 その他

- (1) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後10年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (2) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。